

北海道地方年金記録訂正審議会議事録（第5回総会）

日時：平成30年9月19日（水）13時30分～

会場：年金審査課 第一会議室

○増谷会長

ただいまから、北海道地方年金記録訂正審議会第5回総会を始めます。

本日の総会は、審議会運営規則第9条の規定により、特段、個人情報の保護や本審議会の運営に支障をきたす内容が含まれていない議事は公開といたします。

また、事務局が審議会運営規則第12条第1項及び第2項の規定により議事要旨を作成し、会議資料と合わせて北海道厚生局ホームページで公開いたしますのでご了承願います。

併せて、同条第3項の規定により議事録を作成する必要がありますが、本日の会議は議事録作成の都合上、録音させていただきますので予めご了承願います。

このほか、作成した議事録につきましては、同条第4項の規定に基づき、議事録の署名人として、会長のほか2名の委員を会長が指名するものとされておりますので、ここで赤塚委員と荒委員を指名させていただきます。

事務局は、議事録が整理でき次第、私と赤塚委員、荒委員に送付し、確認の上、署名してもらってください。

赤塚委員、荒委員はよろしく願いいたします。

次に、本日の会議の成立についてご報告をお願いいたします。

○事務局（年金審査課長）

年金審査課長の宮澤でございます。

本日の会議は、委員総数6名に対しまして、5名の委員の皆様にご出席をいただいております。

過半数を満たしておりますので、地方年金記録訂正審議会規則第7条第1項の規定により、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

【議題】 部会の削減について

○増谷会長

それでは、議題に入らせていただきます。

議題は、「部会の削減について」です。

委員の皆様は、お配りしている「資料」をご覧ください。

地方年金記録訂正審議会規則第6条に基づき、北海道地方年金記録訂正審議会には3つの部会を置いておりますが、第4回総会において休会とする部会を増やし、現在は2つの部会を休会とし、1つの部会で調査審議を行っております。この取扱いについて、事務局から提案を受けておりますので、事務局は説明をお願いいたします。

○事務局（年金審査課長）

本日の議題、「部会の削減について」私からご説明させていただきます。

北海道地方年金記録訂正審議会における部会数の削減につきましては、本年4月24日に開催されました第4回総会におきまして、平成30年度は、第2部会に加えて第3部会も休会とし、第1部会のみで本審議会を運営していくことをご説明のうえ、ご了承いただいたところでございます。

しかしながら、地方年金記録訂正審議会規則上におきましては、第6条に「審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。」と規定しているのみであって、「部会を休会とする。」というような規定はございません。

また、前回総会でもご説明いたしましたとおり、年金記録の訂正制度の創設後、訂正請求件数の減少が続いており、複数の部会を維持するのは困難な状況です。

さらに、本年度、部会規模を縮小している他の厚生局の地方年金記録訂正審議会について確認いたしましたところ、どの審議会も、部会を「削減」、「廃止」という整理で議決を行っております。

このようなことから、当審議会での部会の「休止」という取扱いについて、疑義が生じた状況です。

以上を踏まえて、事務局として協議しましたところ、第2部会、第3部会を正式に「廃止」の取扱いにすべきではないかとの結論に達しました。

当審議会におきましては、本年度から、既に1部会制で記録訂正の審議をスタートしておりますが、別添資料のとおり、当審議会の第2部会及び第3部会を「廃止」し、第1部会のみとすることについて、今回、改めて、ご審議のうえ、議決をお願いするものです。

なお、前回の総会でも申し上げましたが、北海道地方年金記録訂正審議会運営規則第4条に「審議会に、3以内の部会を置くことができる。」との規定については、今後の訂正請求件数の増加等により、1部会での適切な審議体制が保てない可能性が出てくる

ことも視野に入れていることから、こちらは改正せず、そのままといたしたいと思いません。

以上、ご審議、よろしくお願いいたします。

○増谷会長

ありがとうございました。

それでは委員の皆さまから、ご質問ございますか。先ほどの別添資料とは。

○事務局（年金審査課長）

すいません。これは資料として配布していなかったのですが、今は「案」の状況で、第2部会と第3部会が休止となっているところでございますが、これを正式に第2部会と第3部会を廃止するというので、議決されれば、第1部会のみとして正式に登録を行いたいと、このような提案でございます。

○増谷会長

今は、資料としては配布していないけれども、現状、「第1部会・第2部会・第3部会」とあって、第2部会と第3部会を廃止したいということが書かれているものが資料だったということで、口頭でご説明をいただいたということでよろしいですかね。

ご質問はございますか。

○星委員

今は、委員は6名しかいないんですね。休止になっている部会があるんですが、その委員というのは任命をしていないだけけれども、どういう格好なのかなと思って。この6名でね、よその、元々あった部会の廃止をしても問題ないのかなとお聞きしたかったんですけども。

○事務局（年金審査課長）

現状6名の委員というのは、既に周知の事実でございますので、全て1部会に所属している状況にありますので、第2部会と第3部会を廃止することによって委員の方に何か影響があるということはないと申し上げます。

現在1部会のみですが、先ほど申し上げた規則第4条に「審議会に、3以内の部会を置くことができる。」ということは残っておりますので、もし仮に、事案の立て込んだものが増えてきた、若しくは件数が増えてきて現体制では無理だという事があった場合には、この規定は残っておりますので、今回と同じようにご審議いただいて、増やすことに同意いただき、本省に確認し、増やすことの承認を得られれば、第2部会を復活するなどそういったことも可能かなと考えております。

○増谷会長

他にございますか。

○星委員

実態としてこうですから、私はそれでいいと思うんですけどね、さっき言ったように規則上とか手続き上で委員の方がどうなのかなとちょっと思って確認をしたかったんです。

○事務局（年金審査課長）

現状1部会制できているものですから、今更という感じでもないんですが、ここは正式に行うべきではないかということになりまして。

○増谷会長

ご質問がなければ、ご意見はございますか。

休止ではなく正式に廃止という手続きを取りたいというご提案ですが、特に意見等がないようでしたら、承認という形を取りたいと思います。よろしいですか。

では、全会一致で承認させていただきましたので。

本審議会における部会の取扱いについては、事務局から説明のあったとおりとし、本日付をもって、会長決定とします。

※ 事務局（資料配付）

○増谷会長

その他に何か委員の先生からご質問、ご提案ございますか。

○委員（特にありませんの声）

○増谷会長

そうしましたら、議題は以上ということで。

事務局から何かありますか。

○事務局（年金審査課長補佐）

本日の資料でございますが、すべてお持ち帰りいただいて結構です。

なお、これより引き続き部会に移行し諮問事案の審議に入ります。

連絡事項は以上となります。

○増谷会長

本日の総会はこれで終了します。

どうもありがとうございました。

以上